

滋賀地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

滋賀労働局一般公示第 46 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、滋賀地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「滋賀地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 11 月 17 日

滋賀労働局長 多和田 治彦



記

滋賀地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 12 月 8 日

(3) 推薦書の提出先

滋賀労働局労働基準部賃金室（大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 5 階）

令和 年 月 日

滋賀労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

滋賀地方最低賃金審議会（労働者代表）委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

※履歴書を添付してください。

内 諾 書

滋 賀 労 働 局 長 多和田 治彦 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、滋賀地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを
内諾します。

履 歴 書

現 住 所

ふり がな
氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

最終学歴

年 月 日

職 歴

年 月 日

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名